

○島根県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令

(令和2年6月26日島根県警察訓令第29号)

島根県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令（平成14年島根県警察訓令第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、島根県警察高速道路交通警察隊（以下「高速警察隊」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第2条 高速警察隊の編成は、別表第1のとおりとする。

2 分駐隊の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

（本部長が定める高速警察隊の管轄道路）

第3条 島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）第30条第1号の本部長が定める道路は、次に掲げる道路のうち道路管理者が道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項の規定により自動車専用道路として指定した区間とする。

- (1) 県道宍道インター線
- (2) 県道斐川上島線
- (3) 県道三刀屋木次インター線
- (4) 県道はまだリゾート線
- (5) 市道雲南吉田インター線

（担当区域）

第4条 高速警察隊の松江分駐隊及び浜田分駐隊の担当区域は、別表第3のとおりとする。

（勤務制）

第5条 高速警察隊の隊員（以下「隊員」という。）の勤務は、日勤制又は交替制とし、勤務時間の割振り及び勤務方法は高速警察隊の隊長（以下「隊長」という。）が別に定める。

（勤務種別）

第6条 隊員の勤務種別は、通常勤務及び特別勤務とする。

2 通常勤務とは、次に掲げる勤務をいう。

- (1) 機動警ら 担当区域において、警ら、駐留監視及び交通指導取締りを行う勤務をいう。
- (2) 検問 インターチェンジ、料金所その他の必要な場所において、車両検問及び交通指導取締りを行う勤務をいう。
- (3) 交通事故事件捜査 担当区域において発生した交通事故の捜査及び担当区域における交通事件の捜査に従事する勤務をいう。
- (4) 在所 分駐隊において、警戒、通信指令、電話対応、各種書類作成並びに車両

及び装備資機材の点検に従事する勤務をいう。

3 特別勤務とは、隊長の命令により、交通事故事件を除く事件事故又は災害の発生に伴う初動措置、教養、訓練、警衛、警護等に従事する通常勤務以外の勤務をいう。

(月間勤務計画)

第7条 隊長は、管内の交通情勢、隣接県の高速道路情勢等を考慮し、活動重点、勤務指定その他高速警察隊の運営上必要な事項を内容とする月間勤務計画をあらかじめ策定し、隊員に指示するものとする。

(連絡協調)

第8条 隊長は、中国四国管区警察局広島高速道路管理室管理官（次条第2項において「高速管理官」という。）、隣接県警察の高速道路交通警察隊長及び県下関係所属長並びに関係機関団体と緊密な連絡を保ち、高速警察隊の効果的な運用に努めなければならない。

(交通規制等の措置)

第9条 隊長は、管轄高速道路等において交通事故、異常気象、道路の決壊、崖崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、又は安全を図るために必要があると認めるときは、遅滞なく交通規制を行わなければならない。

2 隊長は、交通規制を実施又は解除するときは、事前に高速管理官に通報するものとする。この場合において、必要に応じ、併せて交通管制センター及び道路管理者に通報するものとする。

(応援要請)

第10条 隊長は、交通の整理、車両の誘導、被害者の救護等のため必要があると認めるときは、あらかじめその理由、応援日時、応援場所及び応援人員を明らかにし、所轄警察署長に応援を要請するものとする。

(交通事故事件の取扱い)

第11条 隊長は、高速警察隊が捜査した交通事故事件（反則事件を除く。）について、それぞれ対応する機関に送致（付）するものとする。ただし、交通切符制度の適用事件については、検察庁との協議に基づき処理するものとする。

(刑事事件等の取扱い)

第12条 隊長は、交通事件以外の刑事事件等については、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存その他必要な初期的な措置を行った後、所轄警察署長に引き継ぐものとする。

(その他の事案の取扱い)

第13条 隊長は、前2条の事件以外の警察対象事案を認知し、又は届出を受理したときは、必要な措置を行った後、所轄警察署長に引き継ぐものとする。

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第14条 隊長は、隊員が交通事故事件の被疑者を逮捕したときは、所轄警察署長に身柄の留置を依頼するものとする。

2 隊長は、前項に掲げるもの以外の被疑者を逮捕したときは、所轄警察署長に身柄の引渡しを行うものとする。

(隊員の心得)

第15条 隊員は、安全は全てに優先することを常に自覚し、次に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

- (1) 車両及び装備資機材は常に点検し、その取扱いに習熟して効果的に活用すること。
- (2) 交通指導取締り、交通事故事件の処理等の現場活動に当たっては、常に大きな危険が伴うことを念頭に置き、隊員相互の連携を密にするとともに、交通の状況その他周囲の状況に細心の注意を払い、加害又は殉職受傷事故の防止に努めること。
- (3) 違反者の取調べ、参考人からの事情聴取等に当たっては、パーキングエリア、バス停車帯等安全な場所を利用すること。
- (4) 交通渋滞が発生したときは、早期に渋滞解消に努めるとともに、交通事故を防止するための応急措置を講ずること。
- (5) 管轄高速道路等で発生した全ての警察事象の第一次的責任を有していることを自覚し、交通警察業務だけでなく、全ての警察事象に着目して、犯罪の予防検挙に努めること。
- (6) 担当業務は、緊張感及び肉体的、精神的な強じんさが要求されることから、日常的に健康の維持及び体力の増強に配慮すること。

(教養訓練)

第16条 隊長は、高速警察隊の活動に必要な次に掲げる教養及び訓練を計画的に実施しなければならない。

- (1) 殉職及び受傷事故防止を図るための交通規制及び装備資機材の活用等の訓練
- (2) 基本的な運転実技訓練
- (3) 交通事故事件の捜査要領等の技術訓練
- (4) 新たに隊員となった者に対する教養訓練
- (5) その他隊員として必要な教養訓練

(会議)

第17条 隊長は、高速警察隊の総合的かつ効率的な運用を図るため、必要に応じて会議を開催するものとする。

(勤務日誌)

第18条 高速警察隊に勤務日誌を備え付け、行事その他所要の事項を記録しておかなければならない。

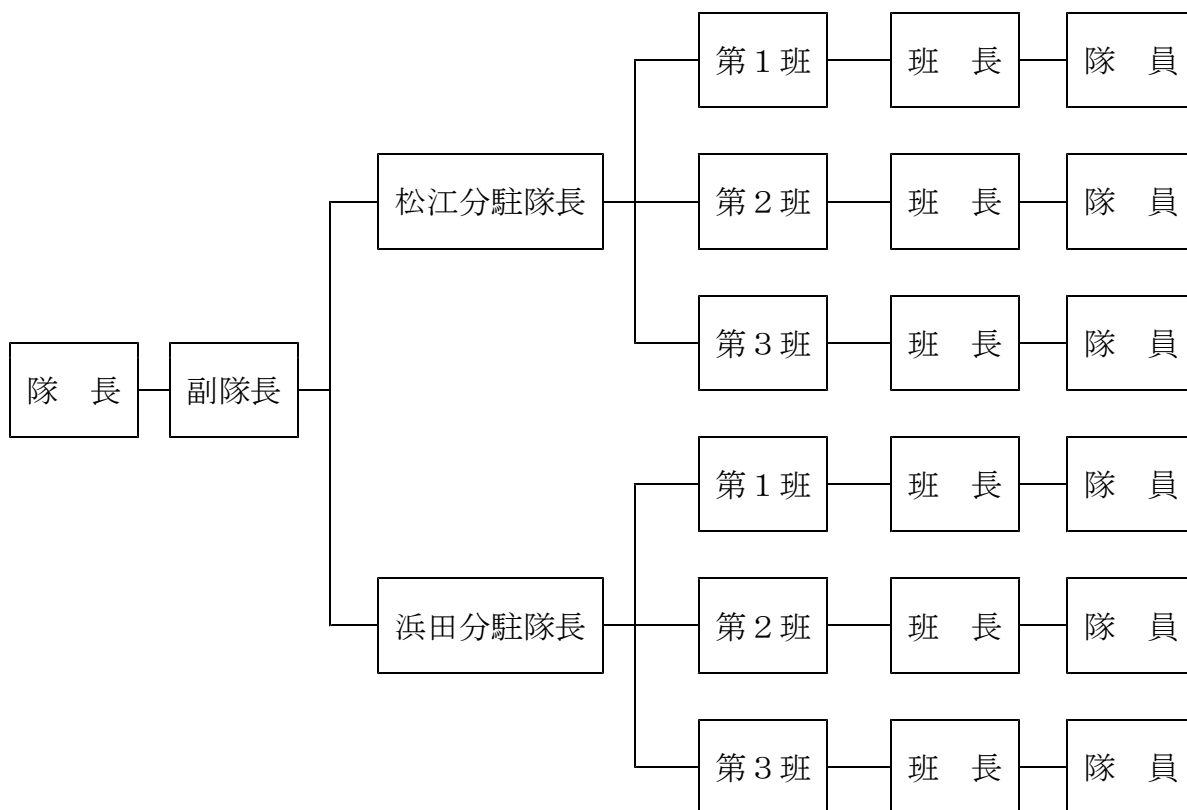
(委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、高速警察隊の運用に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)



## 別表第2（第2条関係）

## 分駐隊の名称及び位置

名 称	位 置
松 江 分 駐 隊	松江市玉湯町布志名968番地 9
浜 田 分 駐 隊	浜田市高佐町3461番地 2
六日市詰所	鹿足郡吉賀町立河内53番地

別表第3（第4条関係）

分駐隊名	担 当 区 域		
	道路種別	路 線 名	区 間
松江分駐隊	高速自動車国道	山陰自動車道鳥取益田線	松江玉造インターチェンジから出雲インターチェンジまでの区間
		中国横断自動車道尾道松江線	島根県と広島県との県境から宍道ジャンクションまでの区間
	一般国道	9号（安来道路）	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
		9号（松江道路）	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
		485号（松江だんだん道路）	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
	県道	宍道インター線	道路管理者が自動車専用道路として指定した区間
		斐川上島線	道路管理者が自動車専用道路として指定した区間
		三刀屋木次インター線	道路管理者が自動車専用道路として指定した区間
		出雲インター線	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
	市道	雲南吉田インター線	道路管理者が自動車専用道路として指定した区間
	浜田分駐隊	高速自動車国道	中国横断自動車道広島浜田線
中国縦貫自動車道			島根県と山口県との県境（東側）から島根県と山口県との県境（西側）までの区間
一般国道		9号（江津道路）	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
		9号（浜田道路）	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
		9号（浜田三隅道路）	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
県道		下府江津線	国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間
		はまだリゾート線	道路管理者が自動車専用道路として指定した区間